# 移送サービス事業(市委託事業)

移送サービス事業は、身体が不自由で自力での外出が困難な寝たきり等の高齢者や重度障がい者等を対象に、リフト付きバス(車椅子対応)を利用して病院への通院や入退院の移送サービスを行うことにより、外出の利便性を図り高齢者や障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

# 利用対象者

- ・おおむね65歳以上の在宅で寝たきり状態の者
- ・身体障害者手帳1級および2級保持者
- 上記に準ずる者で社会福祉協議会会長が特に認めたもの

# 実施日と利用料・利用回数

- 無料(月1回~2回程度の利用)
- ・月曜日・火曜日・水曜日・木曜日の平日 <u>※R3.4.1~金曜日はご利用できませんのでご注意ください</u> (運行時間:午前8時30分から午後3時まで)

# 利用条件と利用範囲

- 移送サービスを利用する場合は、介助者(付添い者)が同行することを原則とする
- ・運行範囲は、原則として市内及び近隣市町(大館市は労災病院まで)

### 申請からサービス実施までの流れ

- 1. 社会福祉協議会へ「移送サービス希望確認票」を提出(ケアマネジャー等による代行申請も可)
- 2. 社会福祉協議会担当職員による利用者・住宅周辺等の確認(訪問調査)
- 3. サービスの利用決定
- 4. 移送サービス運転手から当日の送迎時間の連絡調整
- 5. 移送サービスの開始

#### サービス利用時のマナー

- 1. 移送サービスは「タクシー」や「救急車」の代わりではありません。
  - ・利用にあたっては時間に余裕をもって利用者同士乗合をお願いしています。経済的な負担軽減を図るため無料で実施していることをご理解ください。また、「〇時までの予約時間に入りたい」、「急に具合が悪くなったので通院したい」などタクシーや救急車のようなご利用はご遠慮ください。
- 2. 無理な時間の指定や迎えを急がせるような催促はやめてください。
  - ・時間ロスを少なくし、スムーズに運行が行なえるよう配車計画をたてておりますが、無理な時間を指定されることで、時間にロスが生じ帰りの迎えの時間にも支障をきたしてしまいます。特に、冬季間は道路状況が悪くなることが予想されることから、時間に余裕をもたせた運行を計画しています。運転手も安全運転を心掛けておりますので、急がせるような催促の電話はご遠慮ください。どうしても急ぐ必要がある場合は、「介護タクシー」等をご利用ください。
- 3. 付添者は利用される方の「介護者」です。乗降時の介護は責任をもって行ってください。
  - ・付添される方がすべて運転手任せに介助を頼まれるケースが見られます。運転手は基本的には運転業務 をメインにしておりますので、付添される方(ヘルパーやご家族)は移送車まで利用者の移動や乗降介 助をお願いします(ご家族が介助できない場合は、ヘルパー等の利用をケアマネジャーからも勧めてく ださい)。
- 4. 自宅前等の移送車両停車場所の確保をお願いします。
  - ・移送車両を停車・旋回できる場所の確保をお願いします。特に冬季間は降雪により停車・旋回場所が狭くなっている所もあります。その際は自宅から離れた場所乗降をお願いする場合がございますので、ご理解のほどお願いします。

#### お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会(Tel23-2165)事業担当者まで、ご相談ください。